

加入に関する規則

第1条 この規則は、一般社団法人沖縄県建設業協会定款第7条の規定に基づき、本協会に加入しようとする者について必要な事項を定め、適正な事業運営を図ることを目的とする。

第2条 本会に加入しようとする者は、次のすべての条件を満たすものとする。

- (1) 建設業法に基づく許可を受けていること
- (2) 加入申請時に法人組織であること
- (3) 沖縄県の入札参加資格審査の格付を受けている者
- (4) その他
 - (イ) 建設業労働災害防止協会沖縄県支部に加入していること
 - (ロ) 建退共沖縄県支部に加入していること
 - (ハ) 社会保険(厚生年金、健康保険)、労働保険(雇用保険、労災保険)等の法定福利に係るものに加入していること
 - (ニ) 法定外労災補償制度(任意労働災害保険)に加入していること

第3条 前条に該当する加入申込者は、株式会社沖縄県建設会館の株主になることができる。

第4条 前2条に該当する加入申込人は、加入申込書に現会員2名(加入しようとする支部所属の理事又は監事1名以上含む)の推薦を受け、必要書類を添えて申込人所在地所管の支部に提出する。

第5条 前条加入申込書を支部が受理したとき、支部はこれを審議し、会員適格者と認めたときは、副申書を添え本部に進達する。

第6条 本部は前条の支部進達を受理したとき、これを理事会に付議しなければならない。

第7条 申込人は、前条により加入承認の通知を受けた日から30日以内に所定の加入金及び均等会費を納入しなければならない。但し、加入金の納入は、当該年度内に限り分割納入を認める。

第8条 会費は、均等会費及び按分会費とに分ける。

第9条 加入金及び均等会費は次のとおりとする。但し、沖縄県の入札参加資格審査の格付を受けている者については、土木、建築の何れかの上位ランクを持って次の加入金とする。

- | | | | |
|---|------|------------------------------|-------|
| 1 | 加入金 | 県内 格付 特A | 50万円 |
| | | 県内 格付 Aクラス以下 | 30万円 |
| | | 県外 | 100万円 |
| 2 | 均等会費 | 96,000円 (月額8,000円×12ヶ月) | |
| | | 但し、入会した月より当該年度末(3月)までの月割とする。 | |

第10条 按分会費は、入会年度の完成工事高に応じて、別に定める按分会費賦課基準により、次年度から徴収する。

第11条 入会年月日については、加入金及び当該年度における均等会費が完納された日とする。但し加入金を分割する者については、初回分が納入された日とする。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から適用する。

平成17年 8月 8日 一部改正

平成21年 7月13日 一部改正

平成25年 4月 1日 改正

平成25年10月15日 一部改正

平成26年 5月 9日 一部改正

[定款より]

※ 第13条 会員が既に納付した入会金、会費その他拠出金品は、これを返還しない。

加入に関する内規

1. 本会に加入しようとする者は、本会の事業活動に協力できる者とする。
2. 加入申込人が加入申込書及び必要書類を提出するときは、所在地所管の支部に提出する。
3. 加入申込人が提出する書類は次のとおりとする。
 - イ) 加入申込書（推薦書）
 - ロ) 会社概要調書
 - ハ) 許可通知書の写し
 - ニ) 代表者の履歴書
 - ホ) 建設業労働災害防止協会沖縄県支部加入証明書（写し可）
 - ヘ) 建退共沖縄県支部履行証明書（写し可）
 - ト) 健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険の加入証明書
 - チ) 法定外労災補償制度（任意労働災害保険）加入証明書
 - リ) 申請時直前の経営事項審査結果通知書の写し
 - ス) 工事経歴書及び直前3年の各営業年度における工事施工金額（年度報告様式第2号及び様式第3号）の写し
 - ル) 沖縄県入札参加適格合格通知書（格付通知）の写し
 - ヲ) 営業の沿革（許可申請書様式第20号）の写し
 - リ) 登記簿謄本
4. 株式会社沖縄県建設会館の株主になろうとする者は、上記3の提出書類に株主申込書を追加すること。
5. 加入申込人が加入承認の通知を受けた日から30日以内に納入する金額は、規定に定める加入金と均等会費とする。
但し、加入金を分割する者は、初回納入分を除いた支払い計画を事前に提出すること。なお、納入金額は1回あたり10万円以上とする。
6. 所定の金額が期日までに納付がない場合は、原則として入会承認を取り消すこととする。なお、加入金を分割する者についても、支払い期日を超過した場合、同様の取り扱いとする。
7. 株式会社沖縄県建設会館株式買取資金の10万円(1株)とし、加入承認の通知を受けた日から30日以内に納入すること。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から適用する。

平成17年8月8日一部改正

平成21年7月13日一部改正